

手話言語法ニュース

2019年11月25日 NO.64

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田稔彦

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司・中西久美子

条例成立情報

埼玉県坂戸市

2019年9月19日坂戸市議会で「坂戸市手話言語条例」が可決されました。

同市は、今後「手話は言語である」ことの認識のもと、ろう者とろう者以外の人が心を通わせ、住み慣れた地域で共に豊かに生きるまちを目指としています。

また、市のホームページでは条例普及啓発のチラシが掲載されています。同日施行です。



坂戸市の石川清市長（前列中央）と共に

新潟県燕市

2019年9月26日燕市議会で「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」が可決されました。

2019年10月1日施行です。



燕市の鈴木力（つとむ）市長（2列目中央）と共に

新潟県加茂市

2019年10月2日加茂市議会で「加茂市手話言語条例」が可決されました。2019年10月3日施行です。



加茂市の藤田明美市長（前列中央）と共に

山口県

2019年10月4日山口県議会で「山口県手話言語条例」が可決されました。

同県は、2018年9月に「山口県手話言語条例検討委員会」を設置し、5回の検討を重ね、2019年7月1日から31日までパブリックコメントを実施してきました。

県は今後、手話に接する機会を十分に確保するため、研修会や会議等を通じ、手話サークルや社会福祉協議会等に対して働きかけを行い、各地域の手話教室や手話サロンの拡充に努めていくこと、聞こえない乳幼児やその両親を対象とした自然に手話を学べる機会の確保を、県内の市町等の協力を得て確保するための検討をしていくとのことです。

また、2019年12月には手話に対する理解促進として手話フェスティバルを開催する予定です。

山口県ろうあ連盟の赤井正志理事長は「ようやく手話言語条例制定されたが、これからがスタートになる。今後の取り組みが大切となるが、その第1歩として、手話が言語であることを県民に理解してもらい手話を広めることを重視していきたい。

その上で、教育現場、職場での手話ができる環境の整備などに取り組んでいきたい。」と今後の意気込みを述べられました。2019年10月8日施行です。



山口県議会議場で記念撮影

北海道恵庭市

2019年10月10日北海道恵庭市で「恵庭市手話言語条例」が可決されました。

同日施行です。



恵庭市の原田裕市長（前列中央）と共に



地域が変わった!

NO. 8

～条例制定後の今～

愛知県のその後

～愛知県の条例成立の前後～

一般社団法人 愛知県聴覚障害者協会

行政主導による「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が2016年10月14日に制定、2016年10月18日に施行となった。

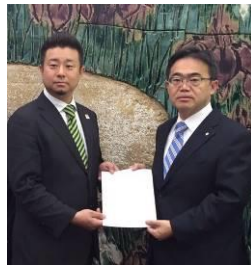
2015年条例を検討するにあたり、国会議員の古本伸一郎衆議院議員、中根やすひろ議員(当時)に協力を依頼した。



古本伸一郎衆議院議員(左)と県協会の服部芳明理事長(右)の合影

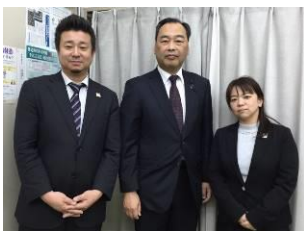


左から連盟事務局長の久松、中根議員の合影



要望書を受け取る大村知事(右)

2016年4月14日に服部理事長から大村秀章愛知県知事に条例制定の要望書を提出した。



中村県議会議員(中央)と共に

古本議員との面談後、後日に愛知県議会議員の中村すすむ議員が県協会事務局を訪れ、条例作りの内容と今後の動き方を煮詰めていかねばならないという事で確認をした。

[手話言語条例の施策背景]

愛知県では、2016年10月に「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が施行され、現在3年目を迎えた。

まず、条例制定を県に働きかけるにあたり、愛知県聴覚

障害者協会と愛知県手話通訳問題研究会と一緒に取り組むことが大切だと、両団体からの委員で構成する「手話言語条例チーム」を立ち上げた。

そして、チーム内で話し合いを重ね、条例に求めるものを次のように取りまとめた。

- ①公的機関へ手話通訳ができる職員の配置
- ②聴覚障害児の教育(地域の学校でも手話を学べる環境を整える)
- ③手話の普及・ろう者の理解普及
- ④聞こえない人が安心して暮らせる場作り
- ⑤手話で相談出来る場所の確保
- ⑥被災時の聴覚障害者への支援や情報保障に関すること

[概要]

他の道府県手話言語条例と比較してみると、愛知県の条例の大きな特徴は以下の2点ではないだろうか。

①他の道府県手話言語条例の、条文では「手話」という言葉を使用しているが、愛知県では「手話言語」という言葉を使用した。おそらく、道府県としては初めてではないか。

愛知県の条例は手話言語と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の2つについて記されているが、もし「手話」という言葉を使うと筆談や点字のように日本語によるコミュニケーション手段の一つとして捉えられかねない。

だからこそ、県に手話が言語であること、そしてコミュニケーション手段と手話言語の位置づけを明らかにすべきだと協議を重ね、「手話言語」という文言を使用することに

なったのは大きな意義があったと思っている。

県条例が制定されて以降、県内の市条例には「手話言語」の文言が使用されている。

②手話言語を使う児童や生徒、幼児等が通学する学校等(地域学校も含む)の設置者は、手話言語の学習の機会や障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に応ずるよう努めること、そして教職員に対して研修を行うよう努めることを明記している。

[条例制定後の変化と課題]

障害当事者各団体と相互協力により、啓発県内の公的機関や企業にリーフレットを、県内の小学校すべてに子ども向けリーフレットを配布した。

また、条例に関する新事業として県庁職員や企業を対象とした手話出前講座等が漸設されたことで、県からあいち聴覚障害者センター(聴覚障害者情報提供施設)の委託料が拡充され、センター独自事業であるレベルアップ講座のさらなる拡大につながった。



条例普及啓発のリーフレット



条例普及啓発ポスター